

ご存じですか？

令和6年4月1日から

相続登記が  
義務化  
されます

大分地方法務局



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

号外

- 正当な理由なく、義務に違反した場合、**10万円以下**の過料が科されることがあります。
- 令和6年4月1日以前に発生した相続も対象となります。
- 今なら、相続登記の**登録免許税が免税**される場合があります。

### 不動産登記申請手続

手続の詳細については、法務局のホームページをご覧ください。

大分地方法務局



### 司法書士への依頼

相続登記の専門家(司法書士)に依頼することができます。

大分県司法書士会

☎ 097-532-7579



### 登記手続案内 予約制

登記申請について、法務局に相談される場合は、事前に予約が必要です。

未来へつなぐ



詳しくは、大分地方法務局ホームページをご覧ください。

大分地方法務局 相続登記



令和6年4月1日から

# 相続登記が義務化されます。

相続手続には、法務局の便利な制度をご利用ください。

## 法定相続情報証明制度



相続手続を行う際に、戸籍謄本の束を何度も集める必要がなく、預貯金の払い戻しや、相続登記等のいろいろな相続の手続きがスムーズになる制度です。

法務局 法定相続情報

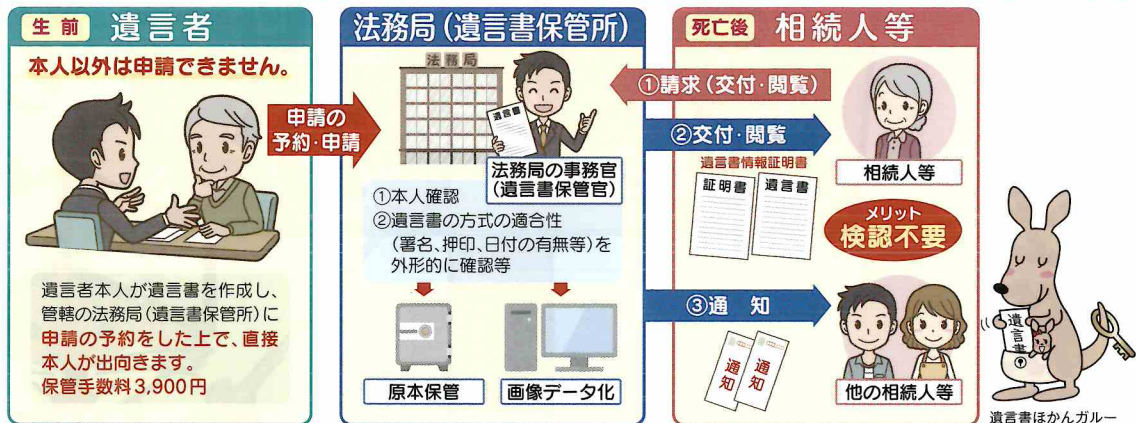


## 自筆証書遺言書保管制度



ご自身で書いた自筆証書遺言書を法務局で大切に保管する制度です。

法務省 遺言書保管制度



令和5年4月27日からスタート

# 相続土地国庫帰属制度



相続した不要な土地を手放すことができるようになります！

法務省 国庫帰属

Q1 誰でも申請できるの？

A 相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば、申請することができます。

Q2 どんな土地でも引き取ってくれるの？

A 通常の管理又は処分をするに当たって過大な費用や労力が必要となる土地（建物などがある土地、担保権などが設定されている土地など）は対象外となります。

Q3 手続きに費用はかかるの？

A 審査手数料及び国庫への帰属の承認を受けた場合は10年分の土地管理費に相当する負担金を納付していただく必要があります。

① 承認申請（審査手数料納付）

② 法務大臣（法務局）による要件審査・承認

③ 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付

④

国庫に帰属



土地



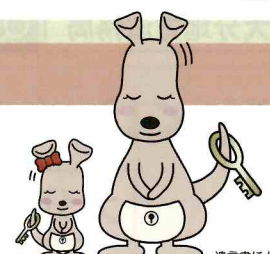
¥

土地

## 大分地方法務局

- 大分地方法務局 (097)532-3161
- 大分地方法務局杵築支局 (0978)62-2271
- 大分地方法務局竹田支局 (0974)62-2315
- 大分地方法務局宇佐支局 (0978)32-0508

- 大分地方法務局佐伯支局 (0972)24-0772
- 大分地方法務局中津支局 (0979)22-0584
- 大分地方法務局日田支局 (0973)22-2719



遺言書ほかんガルー